

## 随意契約に付し、比較見積を省略する理由

日本万国博覧会記念公園 入園ゲートシステム改修工事

平成28年から運用開始している入園ゲートシステムについて、システム稼働の根幹となる集計パソコン、管理パソコンの更新を行う必要がある。

集計パソコン、管理パソコンは、運用開始から8年以上が経過しており、メーカーによるサポートも終了しているため、万が一集計パソコン、管理パソコンがダウンした場合、事前登録された団体予約の発券等や年間パスの読み取りができなくなるなど、公園運営に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

また、入園ゲートシステムは、サーバーパソコン、集計パソコン、管理パソコン、自動券売機、ゲート、発券パソコン、帳票プリンター、サイネージパソコン等で構成されており、既設の入園ゲートシステム構成を継続したままで、集計パソコン、管理パソコンの整備を行うのが合理的である。

現在の入園ゲートシステムは、全てシンフォニアエンジニアリング株式会社の独自製品であり、整備にあたっては、本システムに対応した集計パソコン、管理パソコンの調達、同社独自技術のソフトウェア等のセットアップ及び調整作業等が必要である。

本システムの整備にあたっては、設計・製作・修繕及び部品供給体制が確立し、本システムを熟知した専門技術者を有することが必要である事から、シンフォニアエンジニアリング株式会社でしか履行出来ない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりシンフォニアエンジニアリング株式会社 大阪支社と随意契約を締結し、大阪府財務規則第62条ただし書き及び大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の特定の者でなければ履行できないものに該当することから、比較見積を省略するものである。